

第3回会合におけるプレゼンテーションに対する追加質問等について
(KDDI 株式会社)

平成18年2月22日

「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」

ご質問に対するご回答

■KDDI(株)

質 問	回 答
<p>1. 次世代ネットワークの接続料の在り方について、「接続料算定方法の不透明性」(同社資料 p.11)を主張されていますが、これから新たにネットワークを構築しようとしている現時点において接続料の算定方法が決定していないことはある意味当然とも考えられます。この点について、KDDI の主張の趣旨を確認させてください。また、PSTN の接続料について「長期増分費用方式を継続することを要望する」としてはありますが、PSTN から移行する次世代ネットワークの接続料についても長期増分費用方式とすべきと考えられるのかご教示ください。</p>	<p><接続条件の明確化></p> <p>円滑な相互接続の実現のためには、技術的条件、接続料、接続に要する期間等を明確にする必要があります。NTT東・西殿の次世代ネットワークは、不可欠性を有する加入者回線と一体として構築される網であり、当然に第一種指定電気通信設備であると考えますが、現状では、相互接続に関する具体的内容が公表されていません。</p> <p>当懇談会の目的である誰もが納得できる公正な競争ルールの在り方を議論するため、円滑な相互接続実現に必要な項目の一例として、他の項目と併せてご指摘の接続料についてもお示した次第です。</p> <p><接続料の算定方法></p> <p>不可欠性を有する第一種指定電気通信設備の接続料の算定にあたっては、透明性の確保、非効率性及び恣意性の介在する余地の排除等が必要と考えております。</p> <p>こうした事情を踏まえ、次世代ネットワークの接続料の算定についても、長期増分費用方式は有力な選択肢であると考えております。</p>

2. ボトルネック設備の独占性の弊害を排除する具体的な方策として、KDDIは「(NTT 東西の)アクセス部門の分離」を主張しています。これはNTT東西からの分離であると理解しますが、そのアクセス部門の経営形態は、具体的にどのようなものであり、アクセス部門の分離によって、接続料の算定に具体的にどのような変化が生じると考えるのかご教示ください。

<NTT殿の次世代ネットワークへの懸念>

NTT殿の次世代ネットワークの接続に関する懸念を簡単にいえば、ボトルネック設備の存在と併せて、公正な接続を前提としたネットワークではないことにあります。

電話等、従来のネットワークでも、元々、接続事業者との接続を前提としたネットワークとなっていなかったことから、様々な課題が生じました。具体的には、接続点、接続インターフェイス、接続料、接続に要する期間等ですが、その結果、接続の遅延が多発し拒否する事例さえ生じました。このためNTT再編成により、加入者回線という不可欠な設備を有するNTT東・西殿の事業領域を県内とし、他の事業者と接続しなければ事業が成立しない業態とするとともに、第一種指定設備制度を創設し、NTT東・西殿に対する接続の義務化、接続約款化をルール化しました。一方、不可欠設備を有しないNTTコミュニケーションズ殿は県間をはじめ自由な事業展開を可能としました。

NTT殿の次世代ネットワークでは、電話のときと同様の問題を生じさせることなく、公正な接続を前提としたネットワークを構築すべきと考えます。

NTT再編成の趣旨に則れば、県間を担うNTTコミュニケーションズ殿が、アクセス網を除く固定網設備の全てを担うことが妥当ですし、NTT東・西殿との接続条件については、NTTコミュニケーションズ殿と他の接続事業者が共に決定すれば良いと考えます。

これにより、全ての競争事業者がNTTコミュニケーションズ殿と対等にNTT東・西殿のアクセス網に接続できる環境が実現しますが、そうでない場合、NTT東・西殿のボトルネック設備を真にオープン化する要請が強まります。

<アクセス部門分離後の経営形態等>

分離後のアクセス部門の経営形態については、不可欠設備等を中心に運用・管理を行い、電気通信事業者への卸を専業とする

会社を想定しております。ここでいう不可欠設備等とは、管路、とう道、電柱等の線路敷設基盤をはじめ、加入者回線（光及びメタル）や局舎リソース等です。

分離後のアクセス会社は、不可欠設備を有することから、一定の効率性が求められます。このため、いわゆる東西に地域分割し、地域会社毎のヒト・モノ・カネ・情報等、ファイアウォールを徹底することで、間接競争（ヤードスティック競争）を真に機能させることを検討すべきと考えております。

アクセス部門の分離により、分離後のNTT東・西殿（従来の利用部門）と接続事業者の同等性が確保されます。具体的には、設備の設計段階を含め、技術的条件、接続料、接続に要する期間、情報等の同等性が確保されます。回線等は、非差別的に、公正妥当な接続料で、接続事業者に貸し出されることとなります。

<接続料の算定>

ご質問の接続料の算定については、アクセス部門を分離した会社であっても、不可欠設備を有することには変わりがないため、接続料の算定方法は基本的に従前どおりとすればよく、直ちに変更する必要はないと考えております。

<p>3. 第二種指定電気通信設備制度について、「現行指定基準(25%)を撤回し、50%に一本化すべき」とし、かつ、EUのSMP認定基準を例示して「諸外国の動向についても参考とすべき」としています(同社添付「検討アジェンダ資料」p.19)。これは、携帯電話事業者への規制を現行の第二種のように閾値は低いが緩やかな規制から、EUのSMP規制のように閾値は高いが厳しい規制(SMP指定と接続ルールの適用等が同時に実施される)に変えるべきという趣旨でしょうか。</p>	<p><第二種指定基準の見直し等> 支配的事業者に係わるルールの目的は、市場支配力の弊害を除去し、公正競争を実現することと理解しております。 支配的事業者とすべき閾値については、諸外国の電気通信に係わるルールや我が国の独占禁止法でも25%という数値はなく、50%に一本化すべきと考えております。 ご質問の第二種指定事業者に適用するルールについては、閾値の引き上げに伴い、市場支配力の弊害を除去し公正競争を実現するという目的のため、規制の内容を変更することも有り得ると考えております。 ルール変更の検討にあたっては、近年の電波開放が進んでいる実態や、同一ブランドで全国を提供する携帯会社グループは同一会社とみなすことを含め、競争の実態を適切に反映していただきたいと考えております。</p>
<p>4. 指定電気通信設備制度を巡る課題として、KDDIは「コロケーションリソースの増設」を具体的な課題の一例として挙げています(同社添付「検討アジェンダ資料」p.14)。他方、NTTは「“コロケーションリソースの無効保留”がルールの隙間をつく形で多発している」ため、「現在費用負担なしでスペースの保留が可能となっている」と指摘しています(NTT資料「別冊」p.1)。NTTの主張が事実であるとすれば、コロケーションリソースの増設は必要性が低いのではないのでしょうか。</p>	<p><コロケーションルールの重要性> NTT東・西殿の局舎に対するコロケーションの可否が、接続事業者の当該局舎の存在する地域での事業展開の可能性を左右する実情にあります。 NTT東・西殿の(指定電気通信設備)利用部門と接続事業者が、お客様サービスで競合関係にあることが、問題を深刻にし、競争を歪める原因となっております。</p> <p><無効保留発生のメカニズム> ご指摘の「コロケーションリソースの無効保留」については、その発生するメカニズムから検討すべきと考えます。すなわち接続事業者に対するコロケーションのルールは、簡単にいうと、空いていれば貸す、空いていなければ断る、というものです。 これ自体が問題であり、接続事業者にとって、限られたリソース</p>

を奪い合い、行き過ぎた予約という形で表面化しています。

また、当社でも例えばNTT東・西殿の複数の中継ダークファイバとコロケーションによりリング状の回線を構成しようとする際、その一部でも空きがなく使用出来ないとの回答をいただいたときは、全てをキャンセルすることがあります。

一方、NTT東・西殿の利用部門は、断られることはなく、自らの計画で増設することができます。これでは公正競争が進展しません。

<いわゆる義務的コロケーションと一般コロケーションの問題>

コロケーションに関しては、さらなる問題も内在しております。

独占／電話時代に構築された局舎等は、不可欠性を有する加入者回線の集中する最も有利な設備構築ポイントです。

接続事業者のコロケーションは、NTT東・西殿の管理部門への接続に必須ないわゆる義務的区間とそれ以外の一般区間に分けられており、前者のみ一定の条件下で使用でき、後者は任意契約とされていますが、NTT東・西殿の利用部門だけが、後者も自由に使えます。これは独占／電話時代の優位性をIP時代に持ち込むものであり、公正競争上、問題だと考えます。(いわゆる義務的区間、一般区間のリソース配分や、NTT東・西殿の利用部門が使用するリソースの位置づけや配分ルールも明確ではありません。)

これらの問題は、いわゆる一般区間に係わる局舎等のコロケーションリソースが、不可欠性を有する加入者回線と一体として構築されているにも係わらず、指定電気通信設備に位置づけられていないことに起因しています。(いわゆる義務的区間のコロケーションリソース、特に局舎等が指定電気通信設備であるかどうか不明。)

このため例えば、手続き、リソースの割り振り(設備設計段階を含む。また、いわゆる義務的区間と一般区間の割り振りを含む。)、情報の取り扱い等を公平にすべきと考えますが、接続事業者にはこれらを検証しようにも必要な情報さえありません。

ご指摘の無効保留についても、NTT東・西殿の利用部門の状況も接続事業者には不明であり、まずは同等性の確保が前提ではないかと考えております。

<解決策>

いわゆる義務的区間及び一般区間の区別なく、コロケーションリソースの全てを直ちに第一種指定電気通信設備と位置づけ、アンバンドルの対象とし、会計や増設ルール等を整備するだけでなく、速やかにアクセス部門を分離することで、将来にわたる継続的な公平性確保を徹底すべきと考えます。